

旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）保存活用検討会議（第2回）

1. 開催日時 平成 26（2014）年 2 月 24 日（月） 午前 10 時～12 時
2. 開催場所 旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）主屋座敷
3. 出席者人数 旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）保存活用検討会議委員 7 名
出席：足立委員、西尾委員、中川委員、林委員、藤田委員、
宮辻委員、吉田委員
欠席：日向委員
事務局 文化財保護課 桑田（課長）、増田（参事）、西本（主幹）、森島、中岡、
旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）館長 藤原
4. 公開・非公開の別 公開
5. 傍聴人数 1 名
6. 議事内容及び発言の要旨

事務局（増田参事）：おはようございます。今日は朝早くからお忙しい中お集りいただきありがとうございます。今年度 2 回目の旧西尾家住宅保存活用検討会議を開催させていただきます。それではまず課長の桑田の方からご挨拶させていただきます。

事務局（桑田課長）：おはようございます。前回は、建物の毀損・損傷といったものを中心にお話をさせていただきました。そして終わりに、この叩き台について足りない点や不要な点についてご意見・ご提案をいただけたらということでお話をさせていただいたと思います。今日はそれから始めさせていただいて、次に活用の計画の方へ移っていこうかなと思います。活用の計画につきましては、やはり地元・地域にもそれなりのメリットがないといけないのかなという所もありますので、そういったことも頭に入れていただきながら、いろいろ捻っていただけたらと思います。この地域に関しましては、どちらかというと給与所得者が多く、観光化しなければ地域がなりたないというような所では決してございませんので、観光化というような所を念頭にするのではなく、重要文化財があるということによって、地域の格というものも高く整備できるんだと、そういうような観点に立っての活用を検討いただけたらありがたいなと思います。そういうような形で、少ない時間の中で全部こなしていくというのは難しいかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局（増田参事）：今回の会議ですけれども、日向委員が御所用でご欠席です。それから、傍聴希望が 1 名ございますので、入っていただきます。（傍聴人入場）

先に今回の配布資料をご案内させていただきます。まず平成 17 年度から 24 年度までの年次別の活用事業のデータをつけさせていただいておりますが、これが今回の資料になります。それ以外に参考資料としまして、渡路洲倶楽部あるいは積翠会の活用事業のチラシ、あるいは西尾家で最近行っております特別展のチラシを置かせていただいております。

す。最後に、文化庁が作成しております「重要文化財建造物の活用について」という通知文書をつけさせていただいております。では委員長、議事の方よろしくお願いたします。

委員：皆さん、おはようございます。今日も短い時間でございますけれども、よろしくお願いいたします。まず、前回議論しましたことは議事録でも皆さんにチェックしていただいているかと思っておりますけれども、桑田課長さんが言われたように、利活用という課題に入っていきたいと思っております。その利活用の中でも特に、前回少し話題をあげていただきましたけれども、渡路洲倶楽部の事業について、恒常的に活用されてきたという所から●●委員から説明をしていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

委員：それでは渡路洲倶楽部についてご説明いたします。まず渡路洲倶楽部が発足いたしましたのは、確か平成19年頃です。現在の渡路洲倶楽部の人員は約41名おります。そのうちボランティアガイドをしている人が27名、お茶ボラと言いまして抹茶を土曜日ごとに提供しているんですけども、そのメンバーが14名おります。平均年齢はだいたい60～70歳。そういうメンバーでやっております。又、渡路洲倶楽部の活動内容は3つありまして、1つは場内のガイド。2つ目はイベント・行事を年間通じまして8件、渡路洲倶楽部主催で行っています。それと抹茶の提供ということで、各週土曜日ごとに一般客に提供しております。それが主な活動内容です。

委員：17年度からずっと付けていただいているこのデータについては、事務局の方から説明をお願いします。

事務局（中岡）：それでは、私の方から簡単にですけれどもご説明させていただきます。まず西尾家住宅は平成17年10月1日より一般公開を開始しますが、それに先立ちまして9月29日に開館式を行い、その後3月には講座や講演会、演奏会などを開催しました。次に平成18年度ですけれども、5月には貴志康一をしのぶサロンコンサート、10月にはエキゾチックコンサートを開催し、その他開館一周年記念イベントとして観月会などを開催しました。この年度の10月10日に渡路洲倶楽部が組織されておまして、平成19年度より渡路洲倶楽部企画運営のイベントが中心となります。渡路洲倶楽部さんのイベントについてはまた●●委員の方からご説明があるかと思っておりますので、その他のイベントについて、平成19年度は9月に観月会を行い、3月には吹田歴史文化まちづくり協会との共催で現役力士の方に相撲甚句と郷土の力士にまつわる講演をしていただきました。21年度以降ですが、この年度の4月1日に、市民の方々が茶の湯をとおして貴重な歴史的建造物である旧西尾家住宅に接する機会を設けることにより、文化財の保存と活用について理解を深めていただくことを目的として、積翠会という会が組織されております。それによってこれまで渡路洲倶楽部さんの方で実施していただいております定例茶会と春・秋の大茶会、それから子ども茶道教室については、以後積翠会の方々に実施していただいております。そして、この年度の12月8日に西尾家住宅が重文指定されまして、翌年度の4月に指定の祝賀行事として、能楽・呈茶・コンサート・講演会を行いました。また、平成23年度より毎年、小さな特別展ということで、西尾家に伝わった資料の展示会を3月の中旬から4月の中旬まで、約1か月の期間開催しております。簡単ですが以上です。

委員：はい。この資料について何かご質問がございましたら。それでは私の方からまず質問ですが、積翠会と渡路洲倶楽部との関係というか、人材というのはどんな形になっている

んですか？まったく別組織ですか？

委員：別組織ですね。積翠会はお茶関係ということで、人数は40～50人、はっきりした人数は聞いてないんですけども、大体それぐらいの人数で活動されております。横の連絡は、多少はあるんですけども、ほとんどないというような状況です。我々もお茶ボラといって抹茶を提供してはいますが、積翠会とは全然関係なしに、別々でやっております。

委員：ありがとうございます。何か質問ございましたらよろしくお願ひします。

事務局（桑田課長）：私の方から付け加えさせていただきたいんですけども、渡路洲倶楽部さんに色々活動していただいているという部分なんですけども、当時まだ重要文化財に指定されておりました。そういうこともあって、旧西尾家住宅の文化財としての価値であるとか、ここの素晴らしさ、そういったものをもっと色んな方に知っていただかなければいけないのではないかなというような所がありまして、色んな方に来ていただけるような事業を展開して欲しいとお願ひして、実施してきていただいたものでございます。ですから、重要文化財の指定がなされたというような所がございますから、今までのやり方というのが生きてくるのか、また新たにステップを上げていかないといけないのかという点があるかと思うんですけども、今までやってきたという所であれば、色んな方にこの良さを紹介出来た、そういった事業であったかなとは思っております。

委員：今のご説明を含めて何かご質問ございますでしょうか。来館者は大体3,800人くらいから始まり、指定を受ける頃には1万人を越えていましたが、最近ちょっと落ちてるようなのですが、格式のある使い方ということでいくと人数だけではないんですけども、何かご意見・ご質問ございましたら、よろしくお願ひいたします。

委員：まったく不勉強なんですけど、渡路洲倶楽部の漢字は地名の「都呂須」じゃなくて、どうしてこちらの「渡路洲」なんですか？このあたりの成り立ちに関係あるんですか？

委員：これはこの地の昔の地名の一つです。3～4つほどの呼び名があるんですけども、その一つを取ったんです。昔このへんは渡し場だったらしくて、「渡路洲」というのはそれから出てきた地名なんです。

委員：まさに地名そのものですね。他に、何でも結構ですので。ちょっと僕も補足で説明しておきますと、貴志康一をしのぶコンサートというのは私も参加させていただいたんですけども、ここでずらーっとバイオリンを弾かれて、なかなかいい音が聴けて、いいコンサートだったんですけども、座って聴くというコンサートというのは初めてだったので、ちょっと窮屈というか、足が疲れるという感じはありました。そういう会もやられていたり、それから重要文化財になった時の会は、お琴があつたり色々あつたりして、ほんとに豪華な会でしたけれども。藪内さんに来ていただいて、お茶会をちゃんとしていただいて、なかなか得難いものでした。他に、武田五一没後70年展、こういうのはこの建物に因んでやるにはふさわしい企画かなと思います。その他は吹田くわいの会とか七夕まつりとか、地域の活動あるいはこの家でやられていた日常的な活動を少し延長したような会をやられてるという感じですね。平均するとだいたい1日30名弱ですかね。ですが多い時は100名近くなることもあるんですかね。何でも結構ですので、ご質問を。なければ次に移りますが。

委員：人数を気にしながらというか、来館者のことを考えながらそういう企画をする方がいいのか、それとも質でいくというか、本当にわかってもらえるような方向でもって来館者を伸ばしていく方がいいのか、そのへんの方向性が違ふとこれからの行事を組むとき

に大きな違いが出てくるんじゃないかなと思うんです。

委員：それをちょっとご説明申し上げますけれども、当初、端午の節句とか七夕まつりの時は、色々演技をやってもらえる団体さん呼びましてイベントをやってたんですけども、5月の連休はこの地元の祭りがありまして、2・3回やったんですけども、来館者がものすごく少ないということで、もうイベントをやめて、人形の飾りだけにしてるんです。同じく七夕祭りもそうです。来館者が少ないということで、笹飾りをベースにしてイベントはもう取り止めにしてるんです。そういうように、来館者を考えながら行事の内容を変えていってます。

委員：そういう意味では、広域的な催しと地域に密着したような催しがあると思うんですけども、貴志康一なんていうのはこの家に因む方であって広域的な関心を持っていただけのようなものであると思うんですけども、そういう広域的な活動というものがやや少ないかな、と。地域密着型みたいなものともう少し広域的に関心と呼ぶもの、これは先ほどから言ってるような質の問題を考える時には欠かせない視点かなとは思いますが、そういう意味ではどうなのでしょう。パッと資料をみるだけではわからないんですけども、広域的な関心を持つものっていうのはやはり来館者も多くなっているのかなという感じはするんですけど、どうなのでしょうね。そのへんやはりこれからの事業を考えていく上では、地域に密着したものも一方では必要でしょうけども、もう少し広くこの建物の価値を知ってもらい、あるいはその価値を発揮するような活動っていうのは一方でもあるんじゃないかと思うんです。そのへんいかがでしょうか？雪汀さんの会っていうのはミニ展覧会だったそうで、ちょっとその説明を。

事務局（藤原館長）：平成22年度に一度学術講演会をさせていただいたことがあるんです。それは地域じゃなくて、吹田市全域よりかむしろ広いこと考えてまして、そういうPRもしたんですけど、特に23年度の「蒔絵師 神戸雪汀と西尾家」という、これは特別展とわざわざ書いてあるとおり、その前年度から西尾家所蔵資料調査がやっと始まりまして、その内容がわかってきたと。そうなりますと、非常にレベルの高い素材が提供できますので、それ以降の第2回目の小さな特別展の「西尾家に伝わった人形たち」と、これから3月に行われる「西尾家に伝わった着物と髪飾り」、こういうのは広域を前提としてまして、TOKKなんかに載りますから、京阪神全域に情報発信は出来るということになります。

委員：自分の研究と絡めてしまって申し訳ないんですけども、私自身は雪汀さんの蒔絵の意匠に非常に興味があって。一時期ちょっと飾られてましたけども、全貌としては何点ぐらい？

事務局（藤原館長）：神戸雪汀展のときに40点ぐらい資料の調査をしています。それはまず西尾さんが個人的にお持ちであったもの、ほぼそれがわかってきた。それともう一つ、このへんの茶道家の方たちが雪汀さんから品物を譲り受けてはるわけですね。そのへんが10点20点とわかってきましたので、この時の調査では50点ほどほぼ把握しています。で、展示していると突然富山県から「持ってるよ」って来られた方がおられたりして。まだまだよくわからない人なんですけど、作品はかなりわかりつつある。

委員：作品の質はかなり高いと私は思うんですけど、まだ研究者がいらないからなかなか評価が定まってないんでしょう。このあたりは今後研究もしないといけませんし、それから明治村や大正村、昭和村もそうですけど、やはり看板を掲げておくと寄託ということもど

んどんおこってきますので、その点では重要な方だと思います。そういう意味ではこの建物は幸運ですね。貴志康一というブランドと、神戸雪汀さんというまだ未発掘の方がおられる。それから武田五一という方が関与されているということから言うと、これほどブランドに恵まれた民家も少ないですね。ですからもう少し全国的に評価を得るような活動が必要だなと思いますし、今言ったものはこれから開花していく seeds としてもっと大事にしていけないといけないかもしれませんね。他に何かご質問等ございますでしょうか。あとちょっと青山先生がずっとご研究されてきた吹田の民家の形式と江戸から近代と、●●委員にご指導いただきたいんですけども。破風が3つ重なっているという、ものすごく重厚な、いわゆる大都市近郊にある豪農の様式っていうのはなかなか得難いものだろうと思うんですけど、そのへんいかがでしょうか。建築史的、民家史的に言うとうどうなんでしょうか？

委員：非常に規模が大きいということがありますね。建物も、いわゆる近世のものと近代のものがセットであるということも非常に珍しいですね。それから温室があったりとか、色々な施設がひとつの敷地の中に整っているということと、あと吹田というほんと街中にポツツとそういうのがあるという面白さもありますよね。ただ、色々と広報活動していただいていると思うんですけど、意外に知られていなくて、そんなものがあるのかという感じですよ。

委員：確かに吹田の中心ですよ。いつも言われているように吹田のど真ん中にこの大きな敷地があるということだと非常に珍しい。近代の鉱山開発なんかをやった藤田男爵の住宅なんていうのは近代和風と言われるにふさわしい、こっちは近代民家というのがむしろふさわしい建物かと思えますけど、都市中心部にある和風建築に比べるとこういう都市近郊にあるものはちょっと見過ごされているかもしれませんね。

委員：さっき「トロス」というのは地名だとおっしゃったんですけども、どの程度の範囲になるんですか？普通一般に住民の方が理解される「トロス」というのは。

委員：あそこに絵図があるんですけどね。

委員：皆さん大体ご存じで？

事務局（藤原館長）：「トロス」という名前はここのまさしく一番狭い行政の単位、村の単位であった。そうじゃなくても、ここ西尾さん自体の支配の領域は吹田西組といまして、吹田の約3分の1ぐらいを支配していたと言えます。

委員：来るとき歩いて来たんですけど、結構まだ大きな民家が残ってますね。お寺も、中までは入ってないんですけど、立派なお寺があって。やっぱり村落としてお宅のことをどういうように位置付けるか。現在は、あそこはあそこ、こちらはこちらという感じですけども、結構大きな家があるので、一体として考えて…。

事務局（藤原館長）：吹田の発展の中心は、高浜神社だと考えていいと思うんですけどね。平安時代には神社自体があそこに移されてますので。それから渡し場とか港を中心に発展して、街道沿いに入ってきたのが吹田なんですけど。ただ、今おっしゃったとおりに、確かに支配者が家を構えた所は高浜神社のこっち側の横とあとのへんとか、だいたい決まってくるんで、このへんが一番吹田の西の端の発展した所です。

事務局（桑田課長）：ここの重要文化財の指定がなかなか進まなかった時に、ここの建物と北側にある3家はまだいわゆる草葺きの民家が残ってる。それから光明寺さんというお寺、おそらく江戸の中期くらいまで行くんじゃないかなと。ただ天井から上は変わってしまっ

てますが、胴体の部分、これに関してはまだ江戸の頃のものが残ってるだろうというようなことがありますから、その3点なり4点なり、あるいはおそらく天保頃の瓦葺きの建物だろうと思われる建物もありますので、そういった建物を一体で保存できないか。で、いわゆる伝建地区にもっていくということでこの重要文化財の指定が促進されるんじゃないかという、そういうようなことから、一度まちなみの調査であるとか、あるいは各建物の調査であるとかはさせていただいたことがあります。ただ、そこまで持っていくということになると、都市計画法に基づく規制がかかってくる。その了解を取っていかうとするとちょっと我々だけの力ではもう無理だろうというような所がありましたんで、ここをとりあえず先に重要文化財にもっていくこと。今、登録文化財という形で押さえはさせていただいているものもあります。ですから、将来的にはこの保存活用計画の所にへばりついてくる話だろうとは思いますが、地域的な、面的な面での整備という部分を考えていけないといけないうらうなと考えております。

委員：それで結構だと思います。なんかもったいないなと思いましたが。

委員：この建物が重要文化財になっているおかげで、歴まち法なんていうものを使っていくと関連のものを整備していく費用も出てくるんですね。そういう色んな連携もこれから必要になってくるんですけど。そのご質問に関して、浄瑠璃でありますよね、ここを渡って2人が逃げてきてという物語があったんじゃないかなかったですか？吹田の渡しを越えるんじゃないかなかったですか？

事務局（桑田課長）：いえ、ここではないですね。

委員：あれはどこを越えるんですかね？

事務局（桑田課長）：あれは野崎とか、あのあたりじゃないですかね。

委員：もうちょっと下流の方ですか。

事務局（桑田課長）：で、ここにあるのは、景清醍醐三宝寺と言うんですかね、大日のほうに日本達磨宗というのをひらいた大日坊能忍というお方がこのあたりに住まわれてて、甥に殺された。その殺した時の刀を洗った池が血の池としてある。そういうのが江戸時代の地誌の中に記載されているというような所があります。だからそういう所の話が一つ話題としてはあるんかとは思いますが、地域の伝承と言うんですかね。

事務局（藤原館長）：あと、藪内家・藪内流との関係では、積翠会ぐらいですか？

事務局（桑田課長）：藪内に関しましては、近隣のお宅の庭も節庵が設計をしたという記録が残っているということもおっしゃってますんで、こことそうしたお宅とはペアで考えないといけないという話になると思うんですけども。それから藪内節庵の業績というんですか、造園家としての技術であるとかそういったものが評価をされてくれば、こちらの庭は今登録になってますけど、それが一步上を目指せるのかなという所があります。節庵が作庭をしたというのは吹田市内にまだ何ヶ所かお聞きする所がありますので、そのあたりを調査することによって、節庵の庭の技法であるとか考え方であるとか、そのへんがきちっと学術的に評価できれば、こちらの庭の指定というのは近いのかなという気はしてるんですけども。

委員：これから庭が指定になる可能性があるということで、よいことだと思います。西尾さんは藪内家を、藪内流を救った方なんです。ほんとに大きな支援をした人なんです。近代になって廃れていく茶人たちの中であって西尾さんというのは支えたわけですから、開館式のときも重要文化財指定のセレモニーのときも来ていただけたということですよ。

ももっと活動が広まればいいなと思います。他に何かご質問なければ、渡路洲倶楽部の方からもう少し追加の説明をいただくということでもよろしいでしょうか。じゃあ渡路洲倶楽部の方から何かございましたらよろしくお願いいたします。

委員：渡路洲倶楽部としては、今色々イベントをやってるんですけども、その中で一番困っておりますのが、前日も出ましたけどトイレです。トイレが非常に少ないんです。ひなまつりとか貴志康一メモリアルコンサートとかいう行事になりますと、便所へ行く人の行列が出来るんです。なんとか解決する方法はないかなと思いつつ、そのへんちょっと悩んでるんですけどね。それと、ここの休館日が非常に少ないんですね。公式の休館日は年末の29日から正月の3日までなんです。毎日のように来館者が来られますから、ちょっとした修繕なんかは休館日に出来るような状態にして欲しい。それと特に露地の苔が生きる間がない、生える間がない、そういうような感じなんです。地面がコンクリートみたいにかたまっていて、ちょっと再生が無理みたいな感じなんです。又、我々が特に説明しておりますオガタマノキ、吹田では3本ぐらいしかあれぐらい大きな木はないと聞いております。それがもう枯れかかっているんです。根っこを人が踏んでいきますので、そのへんがかなり影響しているように思います。露地も休ませて欲しいなど、そういうふうに思っているんですけども。

委員：提議された内容について少しお聞きしたいんですけど、ここは樹木医さんみたいな方はおられないんですかね？管理上の。

事務局（桑田課長）：いないですね。

委員：植木屋さんが入る程度ですよ。実は植木屋さんと樹木医さんってレベルが格段に違ってまして、私も樹木医さんと長い付き合いをさせていただいた中で、やっぱり全然視点の違ったことを言われまして。例えば、ちょっとここを掘ろうと思うと言うと、そこを掘ると水の流れが変わっちゃうから木が枯れますよとか、非常に深い読みをされるんです。で、木の健康状態を的確に診断してもらえる。造園の方ともまた違いまして、このプロフェッションというのは今ようやく育ち始めてるんですけども、少しそういう視点で一度樹木医さんに見ていただくのもいいかもしれませんね。この活用とか傷みの状況とかいうレポートの中に入ってなかった内容でもありますので。あと休館日の件は、どういう形で運営されているのか、事務局の方からご説明いただければ。

事務局（藤原館長）：現在休館日は、●●委員がおっしゃったように12月29日から1月3日の年末年始の間、これ以外の休館日は年間1日だけ特別な日がありますので、その日だけが休んでいるという状況です。

委員：そうですか。企画展をやられるときの前日なんかもオープンされてるんですか？

事務局（藤原館長）：はい、してあります。ですから企画展のときは展示準備をしながらお客さんがおられるという状況になります。

委員：修繕については、修繕が必要なときは適宜休館日を設けるということは出来ますね？

事務局（桑田課長）：出来ます。

委員：月曜日休館とか水曜日休館というのはよく見かけるんですけど、ずっとオープンされている理由というのは何かあるんでしょうか？

事務局（桑田課長）：そのへんにつきましては、西尾家と歩調を合わせようとしてこの東側に浜屋敷という、ここも元々吹田村の庄屋をなさってたお宅なんですけど、そこの建物が吹田市に寄付されたということがございます。文化財としての評価をしようということで我々調

査もしたんですけども、江戸末の改造が非常に大きい、明治になってからの改造もある、それから昭和になってからの改造も大きいということで、座敷なんかの復元が非常に難しい状況になっていたというような所もあります。そういうような所がありまして、文化財としての保存活用というのが図れない。そうすればどうしてこうというなかで、歴史的建造物の再生というようなことをやろうではないかということで、浜屋敷というような形で今、骨は残して他は新しくしてしまっているというような形で民家風、古風な形の建物が色んな形で利用されています。で、そこが 359 日間公開をするというようなことがありましたので、浜屋敷の方も休館日を設けるのであれば西尾家の方についても休館日を設けることはやぶさかではないと。ただ向こうが休館日がないということであれば、あちらの方に見学へ来てこちらが休みやったとか、こちらへ見学に来てあちらが休みやったと、そういう状況は無しにしたいんだという、そういうような行政的な配慮がございまして、向こうが 359 日開けているということになるので、こちらも 359 日開けたというのが今の休館日のあり方だということでございます。

委員：ということですが、これについてご意見ございますでしょうか。その苔の話というのは飛び石をちゃんとつたっただけであれば問題はないはずなのですが、踏まれてしまうということですね。

委員：一応、案内には飛び石伝いに歩いてくださいということで注意するんですけども、なかなかそれを実行出来てません。はっきり言いまして、10 人とか 20 人というような団体さんが来られる場合はそこまでチェックできないんですね。自然に任せているというのが現状です。人間の体重が相当影響を与えていると思います。毎日歩いていますので地面がコンクリートみたいに固くなってしまっています。もう苔の生える間がない、そういう状況です。一時期杉苔を植えてもらったことがあるんですけども、長続きはしなかったですね。

委員：京都なんかではちょっと浮かせて栈橋のようなものを作ったりする所もあるし、立ち入り禁止にしたりもしますけれども。再生は多分出来ると思うんですね。全滅しちゃうと困りますけども、今残ってるものを増やしていくことを別の敷地でやることを樹木医さんなんかと僕もやったことあるんですが、その場所の苔を別に移してそれを増殖させる。この場所でやろうとしても無理なんですね。常に踏まれてしまいますから。他から買ってきて植えるというのではなくて、そこに生えてるものを増殖させるっていうのが私のお付き合いした樹木医さんの考え方で、なかなか芯が通った人なんですけども。そういう方法もありますので、この利活用の計画が立ってきた段階で、またそれも一つ策としてやっていければいいのではないのかなと思います。でも、オガタマノキが枯れてしまうというのは困りますので、これは少し縄張りをされてちょっと養生されるとか、もし必要であれば柵を緊急的にはやられてもいいのではないかなと思います。

事務局（藤原館長）：苔の件につきましては、ここ 2 年間だいぶましになってきたはずなんです。それはすごく水やりを徹底して、朝と夕方に水やりを相当してますので、だいぶ増えてきた。増えてくると人があまり踏まないんで、余計に増えてくるんですね。●●委員が言ったように、なくなるとこはやっぱり人が踏むんで、余計悪循環になってる。と言っても、栈橋とか柵とかはあまりやりたくはないというのがやはり現状ですので、出来るだけ少しでも増やしていく努力はしてますけども。

委員：報告書の中身の写真と現状を見比べてみたらわかるんですけど、相当荒れているという

のがわかると思います。

委員：確かに頻度の少なかった時はきれいな写真ですね。

委員：オガタマノキも枯れ出したのはつい最近です。2・3年前ぐらいからやられている。これはおそらく来館者が根っこを踏みますから。

委員：根っこを踏むだけではそう枯れないです。むしろ水とか汚水とかですね。色んな問題が可能性としてあるのかもしれませんが。見てもらう必要があると思いますね。

事務局（桑田課長）：庭に関しましては、先ほども申しましたようにもう一段上を狙いたいというような所がございます。その中でやっぱり文化庁のほうから庭園のそういうようなことが見れる技官のお方に一度来ていただいて、どういう方針をとっていった方がいいというのを聞きたいなという所がございます。それと、もう一段上を目指すのであれば、こちら側には造園をされたときの記録が残っております。ですから、造園されたときの記録の通りにもう一度復元をしていくということになると、今ある木を伐らねばならない部分も出てくるだろうし、逆に植えなければならぬ木も出てくるだろうと。色んな判断をせざるを得ない部分が出てくるかなと思います。で、今の調和を大切にすることであれば、いらうということは必要ないであろうし、元へ戻すということを原則に考えていくのであれば、そういうような手術をしないといけないという所も出てくる、そういうような所もあります。なので、やはり一旦は文化庁さん、あるいは造園の専門のお方に来ていただいて見ていただくという作業が必要なのかなとは思っています。それは先ほども申しましたように節庵さんの庭の評価、これに繋がってくる問題であるとは思いますが、合わせたような総合的な調査ができないかというのは今探っている所です。

委員：復元的な造園という話が出てきているんですけど、そのへんも含めて、最近の文化財の考え方でいくと、すべて復元するのではなくて、その後に植えたものも大事にしていくという考え方も出ています。それから庭の場合一番困るのは、成長していくと庭の形って変わるんですけども、そういう意味じゃ復元が出来ないものが庭、樹木だと思うんですね。ですからそのへん含めて一度本当に文化庁の技官の方とかとご相談をしていただくというのが重要だと思いますね。他に何かご意見とかご質問ございますでしょうか。おそらく露地の整備のときに周辺がプールに繋がってしまったりしてますから、そのへんはもう少しちゃんとしないといけないんだろうと思いますね。

事務局（藤原館長）：目には見えませんが、明治の造園はおそらく土管配管をしてるんです。それがかなりつぶれたりしてる部分があって、全体に排水がかなり悪くなってる。雨のあとよくわかるんですけど。

委員：そうですね、なんかぬかるんですね。

委員：さっきの休館日のことですが、当初はそういう意向やったかもしれないですけど、重文に指定されて、色んな管理をしないといけないこともたくさん出てくるんだろうと思うんです。やっぱりある程度もう少し休館日を設けてもらうようお願いされては…。

委員：掃除はいつされてるんですか？

事務局（藤原館長）：実は今の件なんですけど、私が館長に就任してからずっと課長に休館日を設けてくれというお願いを言い続けてます。ただ、なかなか現状として開館日を減らすという方向には向いてない。確かに運営してますと、2mから上を拭けないんですよ。拭こうと思ったら一本櫓を建てないといけませんよね。それが出来ないんです。だからそう

いう意味で一部汚い所がそのままあったりするのやっぱり休館日がないからと考えてます。本当は出来たら皆さんの中でそういう意見をいただければありがたいんですけども。

委員：時々は休まないで、建物も。

事務局（桑田課長）：やはり今行政をとりまく状況のなかで、施設を休ませているということについては、税金がやはりそれだけ無駄遣いしているんじゃないかという目でみられる時期です。

委員：今のままでいくと、やれ人数やとか稼働率やとか、そういうことばかり言われると、ちょっとやっていきにくいかなと思いますね。

事務局（桑田課長）：行政を取り巻く状況の中で、開けてたものを閉めるという、行政が後退していくということについては非常に抵抗感があるというのが今の地方公共団体を取り巻く目やというふうに思っていた方がいいのかなと。

委員：全日休館でなくてもいいような気もするんですけどね。半日休館みたいなものを設けられて、例えば障子の穴とか、ああいうのをちょっと埋めるような時間的配慮があってもいいのかなと思います。それは終日全部オープンという中で、この日は少しお掃除が入ってますよ、みたいなことをちゃんと位置づけておいてもいいんじゃないかなと思いますけど。ただ先ほど桑田さんの話をお聞きしていると、ホームページはないんですかね？

事務局（桑田課長）：ホームページは博物館のに張り付いています。

委員：終日開いてますというコメントの中に「何曜日の午前中はお掃除とか修繕が入ったりもしますので、ご承認ください」というような形で書いておけば、ちょっと障子紙の張りなんかしてるようなのもいい風景だと思うんですけどね。お掃除をパタパタやっている風景というのも別にそれ自体悪いことじゃなくて、それが一つの民家の風景でもあると思うんです。人がいない民家で建築の空間だけがあるよりは、人がハタキや箒を使ってる風景が民家の良さじゃないですかね。だから休館日にする必要はなくて、堂々とお掃除されたらどうですか。何の問題もないような気もするんですけどね。

事務局（桑田課長）：歴史的な建造物の活用方法の中で、ボランティアを募って今日はお掃除を皆さんでやりましょうというようなことを活用としてなさっているというような例も聞いてます。それをするにふさわしいかどうかは別としまして、そういうようなことも活用の中に入れていくというのも一つなのかなと。この間も館長と話をしてたんですけども、せめて障子張りくらい、昔は皆家でやったもんですから、それが出来るようにならないかなということで、表具の専門のお方、装飾師の方に来ていただいて、そんなことをやるような講習会もいっぺんやってみようかなということをお話してたところなんです。出来たらそこに市民さんなんかも参加していただいて、そのお方が障子張りのボランティアをしていただくんだというようなそんなこともメニューの中に入れていけばと、そうは思っているんですけど。

委員：年末に必ず、冷たい水を使って水洗いをして、障子張りを昔はしてたもんですから。

委員：おっしゃるとおりですね。今はまだ破れ具合がマシな方です。もっとひどい時がある。

委員：それは子どもが破るんですか？

委員：ええ。行事をやる前にこういうのはあまり見せられへんということで所々修繕をするんですけど、もっとひどいですよ、いつもは。

委員：それは早急に、活用計画のできる前にやり始めた方がいい。メンテナンス、維持管理の

問題だと思います。他に？

委員：色々行事やられてるんですけど、地元の人はどれくらい来られてます？

委員：地元の人は極端に少ないですね。どういう理由かよくわかりませんが。

委員：浜屋敷と比べたら、ここは重文やから格が違うんやろうけど、浜屋敷は地元の人が結構たくさん行ってるんですよ。催しも結構やってますので。一般大衆的な催しも結構あるわけです。だから地元の人も結構たくさん行くのかな。ここはやっぱり格が上やから、そんなね…

委員：浜屋敷の方は餅つきとかそういうことをやられたり、ものを作ったりはされてるんですか？

委員：ものを作ったりもしますし、昔の七日市、そういう店も出されますから。

委員：逆にその浜屋敷とここと差別化をしながらこの特色を活かしていくというのが本当はいいんじゃないかなと思います。どちらも同じような使い方をする必要は多分ないかなと思いますけどね。

委員：重要文化財ということで、火が使えないんでね。だからここは餅つきとかは出来ないんです。

委員：使えないことはないんですけども。例えば消防士の人に来て見てるといふのがあるんです、文化財で火を使うときに。そこまでするんだったら浜屋敷でやられたほうがいいんじゃないか、と。

事務局（藤原館長）：地域のことはやっぱり、例えば「墨」を使った作品展、あれも公民館、ここの保育園、幼稚園…地域の方がずいぶん根付いた活動をしてはるので、地域バージョンでも成功してる事業もある程度あると思うんですね。

委員：ちなみに浜屋敷のほうの年間利用者数というのはどのくらいなんですか？2~3万くらいいってますかね？

事務局（桑田課長）：それくらいいってるんじゃないですかね。

委員：ここより2~3倍は使用頻度が高い？

事務局（桑田課長）：貸し部屋をやっている部分がありますので、そういう部分の利用者を入れていくとそうなるかもしれないですね。

委員：あっちはNPOで活用が全く違いますね。

委員：どちらかと言えば中西家と比較した方がいいと思います

委員：中西家はどのぐらいの来訪者が？

事務局（桑田課長）：去年で2000人ですかね。

委員：あそこはちょっとクローズされてますよね。

事務局（桑田課長）：週3日の公開です。

委員：距離が離れていますが、連携して来られる方もおられるんですか？かなり交通の便からいうと…。

事務局（桑田課長）：ちょっとそこがしんどいんですね。だから我々が思うのは、なぜ近所になかったんだと。そうすると一体活用が出来て、経費もこちらと向こうと分散しなくても一本でいけるんだろうなといった所もちょっとあって、非常に地団駄踏んでるっていう、そういう状況にあるんですけど。それから将来的には向こうとこっちがクロスできるような公開活用の方法を考えていきたいとは思ってるんですけど、そのルートはどうとるか…。

委員：確かに、車で送り迎えしないと…難しいですね。

委員：そうなんですよね。点じゃなくて面としてもっと人を集めることができれば。アサヒビールもあることですし。今の所結構ここを見学して、浜屋敷へ行って、アサヒビール見てっていう見学ルートを設定しておられるから、そんなふうなことでも PR できる手段があればいいかなと。

事務局（藤原館長）：よく電話で市民の方が「お弁当食べられますか」っておっしゃるんですよ。ここではお弁当食べられないんで「浜屋敷だったら食べられます」と言わざるを得なくなってしまう。そこで明らかに差が出る。

委員：私も新聞とかいろんな文化教室に呼ばれたことあるんですが、昼ご飯が付いてると人が集まる。で、ただ単にぐるぐるまわるだけだと疲れ果ててしまって、嫌らしいですね。そういう意味では食事っていうのは重要なんでしょうけど、これは今後の話で、ここで食べるのはどうかと思いますけど、また別の施設がうまくこの敷地の中に入ればそういうことも可能になるんでしょうけど、今拙速にそれを求めても仕方がないのかなという気もします。●●委員、何かご質問とか何かありましたらお願いします。

委員：全く初めてなのでちょっと戸惑ってる所でございます。休みなしでやられてるというのがまずちょっとびっくりしました。大体こういった文化施設では月曜日休みとか普通はそうなってると思うんですけども。職員の方、なかなかご負担やろうなと思いました。

委員：そうですね。重要文化財の場合は開ける人がいるということでその節約もあるし、修理とか色んなチェックもあるんで、一日は必ず休むんですね。この建物の場合、終日ずっと開いてるということで気になるのはやっぱり悪くなった部分を見つけれられるかどうか。ややもすると人の対応に追われて見過ごされるんじゃないかなという所はずっと危惧する所ではありますけど。ただ、私が旅行して他の文化財を見ていくときは、「あ、なんだ今日は休館日なのか、せっかくここまで来たのに」という感じを持つことは正直あるんで、いつ来ても開いてるというのは本当に来訪者にとってはすごいことだとは思っています。特に遠方から来られた方とかにはすごくいいことで。

委員：雨戸開けるだけでも大変ですよ

事務局（藤原館長）：雨戸閉めるのが 40 分、開けるのが 30 分。

委員：閉める方がかかるんですか？

事務局（藤原館長）：閉めるのが 40 分かかります。建物全部と茶室、全部板戸を嵌めないといけないので。台風の前は大変なんです。

委員：そうですね。閉める方は送りをちゃんとしないと入ってくれませんから。文化財の維持管理のために必要な休館日っていうのはもしかすると 1 か月に 1 回とか最小限でも、逆の論理で、連携も重要だけれども維持管理も重要だという形でいけば、決して有用な施設を使ってないということではなくて、有用な施設を使い続けるために最小限必要な日数というものを出されてもいいと思いますけどね。月 2 日ぐらいならあまり支障はないのかなという気はしますけども。

事務局（桑田課長）：それは確かにありまして、2 年も 3 年もすればやはり月 1 回ぐらいメンテナンスの日を設けていくというのも必要ではないだろうかと、そのへんは議論になった所ではあります。ただそこまでは出来てない。年に一度だけ休みの日は作ってます。

委員：年末年始ではなくて？

事務局（桑田課長）：いや、大型の修理をしないといけないということであればやっていた時期も

ございました。

委員：年に1回よりはもうちょっと多い方がいいのかもしれませんが。他にご意見ございますでしょうか。

委員：活用という方向なんですけど、西尾家の家憲と教育勅語が以前は仏間に飾ってあったんですけど、今それがレプリカにかわって、ここに飾ってあるんですけどね。それとか、味々庵の障子の上田耕甫が描いた絵とか上田耕沖の描いた非常に重要な絵があるんです。また2階には未公開ですけど、天袋に土佐光孚と影山洞王の作品があるんですけど、そういうのは今、2階が未公開ですので誰も見る機会がないんです。そのまま置いたままになっています。で、どっちかいうとレプリカを作って、来た人が見られるというような状態にできないかと。置いているのは本物ばかりなんで。上田耕甫の富士山の絵なんか襖に描かれて100年近くなっています。あまり永く置いておきますと傷みがどんどん激しくなって行って、ボロボロになってしまう可能性があるんです。

委員：それは博物館が管理しているということで、ないとは思いますが、管理という面ではこれから適宜、表装のし直しとか結構お金のかかることも出てくると思いますけど、このへんはやっていかないといけないことなので。これはもうご存知のことでしょうね。レプリカについてはまたちょっと違う考え方があって、それは展示をどうするかということとも絡んでくるんですけども、例えば展示ケースとか紫外線避けのちゃんとしたものができれば、もう少し本物を公開することもできるわけですから、そのへんは今日は詰めることが出来ないと思いますけど、これから公開していくにあたっては考えていかないといけない部分だと思います。

事務局(桑田課長)：ここは民家です。ですから四季折々、襖であれば変えていくと。床の間であれば軸物を替えるという、吊ったり吊らなかつたりというようなことがあると思うんです。今、西尾さんの所でお持ちのそういったものを洗いざらい調査してるという状況ですから、例えばここの建物が保存修理されて、西尾さん所のそういう資料なんかもちちらに移管されるということになった時に、やはり四季折々にあるべき所へあるべきものを収める、と。それは例えば、春であれば春の襖に替えていく、春の時期に必要な軸を替えていく。で、夏になればまた夏バージョンに替えていくという、そういうことの中で整備をしていくことであろうかと考えております。その時に傷みがあれば修理をしていくのは当然ですけども、修理をしながらそういう形で変えて行って、常時同じものがあるってそれがどんどん痛んでいくという、そういう状況にはならないようにしたいというふうには思っています。

委員：レプリカって言ったってカラーコピーでは困りますんで、随分予算もいることだし、そのへんは今後の予算との関係も出てくるかなと。あるいは事業計画のなかで位置付けていくということでもいいと思いますけども。前回館長さんから色々ご説明があった収蔵品の整理と公開ということでいきますと、公開のほうはどのようなイメージがあるのか。別館を造るとなるとやはりどこに造るのかという問題がある。あるいは蔵を見せるとすると、最低限上に収蔵して、下のほうは展示しないといけない。その時には展示ケースをつくらないといけない、生では見せられないというようなこともありますし、それから段差のある蔵をお年寄にそのまま見せることが出来るのかだとかいうような課題も山積してるんですけども、とりあえずそういうものがすべて整う前の状態っていうのはどうお考えなのか。つまりそういう予算が全部ついて、全部うまく整備できた段階とは違

う、その前に少しずつ展示会をやらないといけないとは思いますが、それはこの場所を使ってということなんですか。

事務局（藤原館長）：まず資料なんですけど、おそらく今の段階で美術工芸資料とかすべて合わせて600点くらいは調査が出来てるんです。出来た分に関して、西尾さんが持っておられるものを順次ずっと返却されつつあって、今日も昼からいくつか入ってくるんですけど。問題は、ここにあっても、博物館ではありませんので、どこに収納するかという結局はお蔵に、元あった所に仕舞わざるを得ない。戌亥蔵は整理をして殺虫工事をして今やっと資料を入れつつありますが、返ってきた資料とここに元あった資料とで戌亥蔵はまずぎっしり埋まってしまうと思うんですね。角蔵に関しては今、空の箱と大型の長持なんかがたくさんありまして、あそこももうそんなに収納できる状況にありません。けれども、他に収納できる場所がなくて蔵に入れるしかないで、これはそういう形で、今年度中に大体収納は終わろうと思います。次、公開の問題ですけど、先ほど委員長がおっしゃられたように、神戸雪汀展を3週間させていただきまして、去年お人形展を3週間やらせていただきました。で、博物館の考え方と言うと、どうしてもこういう所でやるにはやっぱり3週間ないしは1か月が限界なんですね。それ以上はやっぱり出来ない。今度3月からお着物展をやる、そのために今向こうに全部遮光の障子紙をずっと貼ってるんです。そういうことをしないと非常に怖いということがあります。非常に限定されたテーマ・期間では、ある程度特別展という形でできるんですけど、恒常的に展示をするとやっぱりこういう所ではかなり無理があって、先ほどおっしゃったように管理施設とかレファレンス施設を作られて、そこでちょっとケースを置いて安全に人もいるという形ではないといけないかなと思っております。

委員：博物館で特別展をやることはできますよね？

事務局（桑田課長）：できます。この春にすでに予定しています。

委員：当面はそれをせざるを得ないですかね。それで、目録や図録なんかも蓄積されていくことによって、またこちらの施設整備ができた段階でそれがまた出来るようになる。急いでなかなか出来ないのが文化財ですので、そのへんは少し順序を追ってやっていかないといけないことなのかなという気はします。

事務局（藤原館長）：4月からやる博物館の展示はやっぱり絵画、書と茶道具なんかが中心になりまして、ここで露出展示がしにくいものをやろうと思ってます。

委員長：盗難は論外として、でもあり得ることなんで。一番困るのはやっぱり紫外線とかそういう光線による劣化ですね。

事務局（藤原館長）：あとは蔵は虫対策が必要ですので、常にチェックしないとイケない。だから防虫剤を定期的にずっと維持していかないとイケないという問題があります。

委員：もう一つはその計量場のあたりに少し展示ケースがありますし、その入れ替えを少しされて、劣化がそれほど気にならないものは展示をされるという形で、入れ替えをしていただくのもいいのかなという気はしますけれど。今いただいたご議論はたいへん重要な問題でしたが、まず本末から言いますと建物が地震のときにもきちっと維持されて、資料もちゃんとここに保管されているというのが原則ですので、蔵は壊れないという原則はありませんけど、強いもので、そう痛むものではないだろうと思いますけれども、この母屋に関してはやはりここで大々的な展示をやる前に、ちゃんとした補強とかをしてからになるかなという気はしますね。短期的にやるんだったら計量場の所を使われて

は、ということになるのかなと思います。何かご意見他にございますでしょうか？今日予定している議題としては、その他事業説明というのを事務局のほうからやっていただくのと、ここにございます資料の説明をしていただくことになるんですが、まだもう少し議論の時間はあると思いますので、少し文化庁のこの活用についての、教育委員長宛に送られたこの資料の説明は、読んでいただけたらいいという具合でしょうか。

事務局（増田参事）：そしたら今こちらで一度読ませていただきますでしょうか。（資料読み上げ）

委員：我々もこういうことを言ってきたんですけども、文化庁がこの平成8年にレポートを纏めてまして、大きくスタンスを変えたなという印象は私自身も受けました。九州にある西日本工業倶楽部という松本邸って、アール・ヌーヴォの館と呼ばれてるんですけども、これが結婚式場でずっと使われてまして、それは調理場がないと使えないものなんですけど、調理場だけ指定除外にして使い続けている事例なんかは活用としては一番派手です。ただやはりそれなりに傷みも伴いますので、2階はそれほど使ってない感じはしますけども、1階は応接間とか全部使うような使い方をしてます。まあ西洋館と民家の違いもあると思いますので。建築種別として西洋館と民家、あるいは近代和風というもの、それぞれが違った特徴を持っていますので、違った活用が求められるんだと思います。で、ここを含めて今までご議論していただきましたが、何かありましたらお願いいたします。まあこの西尾邸は公開しているので活用していることになるし、359日公開してますから大丈夫ですね（笑）一応文化庁の指針には合ってるんですかね、これは。

事務局（桑田課長）：現在文化庁の文化財鑑査官の●●さんが、歴史建造物の活用の方法というものの中で、控えめな活用、それが文化財としての価値を一番引き立たせるものであるよという、そういうようなことを確かおっしゃったように思うんですけど、やはり主役は西尾家住宅の文化財の価値の部分ですから、それが表に出てくるあるいはそれが際立たせられる、そういう活用方針をとっていくというのが本筋なのかなとは思ってはおります。だからそういう形の方向へ活用計画が纏められればいいのかなど。で、そちらの方が今度文化庁に持って行ったときに補助金も付きやすいのかなというふうに思いますので。

委員：あとちょっと一つ質問なんですけど、収蔵品のなかで西尾家からずっと寄贈されるということになった時に、附の重要文化財指定になりそうな物っていうのはあるんでしょうか。

事務局（藤原館長）：例えば茶道具なんかはすごくレベルが高くて、数も揃ってて、ということになります。つい2週間前もお釜屋さんが来たんですけど、すごくいい茶釜だと評価をしてくださったんで、グロスで西尾家の茶道具っていうのは指定出来得るものだと私は考えております。あと特定のもので、絵画はいろんなものがあるので、あまり特色はないんですけど、個々個々やると市指定ぐらいになるようなものは、江戸前期の絵画とか仏教画とかはありますので。それは個々の問題です。

委員：何かご質問ご意見お願いします。先ほど●●さん何か…？

委員：前回話はありましたけども、一番気になるのはやはり耐震化とバリアフリー化なんですね。これはもうどうしようもないんですかね？

委員：●●さん、いかがでしょうか。

委員：休みなしで公開してる施設ですから、当然耐震化というのもすごく重要なことだと思うんですね。見てもらったりとか、そういうことは全然やってないんですか？

事務局（桑田課長）：今の所、文化庁が示してる所有者ができる耐震診断、あれぐらいはさせていただきます。ですから、あれが本来文化庁へ上がっていったら、今度は専門家による耐震診断っていうのを確か補助事業でやっていただけると思いますが、そのへんの所もこれを中間報告としてこの春には届けたいというふうに思っています。

委員：出た段階で？

事務局（桑田課長）：はい。あくまでもこれが製本になるのはまだもうちょっと時間はかかるかなと思うんですけど、今こういうような形で取り組んでますよっていうのを文化庁さんの方にアピールしたいというのがありますので、この4月、5月にはここまで進んでますよということをアピールしていきたいと。そのなかで所有者による耐震診断はここまで出来ているんで、次のステップを踏ませていただけないですかね、ということはどう思いますか。

委員：所有者診断については、結果はどうやったんですか？

事務局（桑田課長）：あれって結構いい数字が出るんですね。

委員：いや、そうでもないですよ。もうちょっと厳密にやると、相当ペケ印がつくと思いますね。傾きとか結構あるんで、地盤の問題も含めていくともっとマイナスが増える。

事務局（桑田課長）：確かに、壁量が母屋に関してはありませんので、そのへんは脆いという部分はありますね。

委員：例えば、上が瓦で重く葺かれているということになると減点がガッと出ますね。で、壁がないのでガンと減りますね。この2点だけでも相当マイナス点がつくんですけど、今度は逆に所有者診断のマイナス点を増やして、専門家の耐震診断をやっぴり早く受けないといけないですよ。

委員：難しいですね。何が出来るかということを考えて、こういう建物は。

委員：ここにこんな耐震壁を入れるなんて言ったらもう多分ひんしゅくもんですから、そのへんかなり難しい判断が出てくると思いますね。他にこの中で…前回は傷み等について随分丁寧に説明していただいたんですが、傾きとかそれから壁のちり切れみたいな問題とか、あっちこっちで不具合も起こって来てまして、次のステップにどんどん進んでいかないといけないって言うので、その分も含めてご意見があればお願いしたいと思います。今日出た中で、休館日という問題はやっぱり、ここ当面ずっと維持していくうえでは重要なテーマになるかもしれませんね。そのへんでこう調査とか小さな修理なんかをやっていく中でまた次の提案にもつながっていくかもしれませんね。一度、毎日稼働してるよりは1日頭を冷やして見てみるとか、掃除をちゃんとやってみるとか、のものいいのかもしれないですね。

事務局（桑田課長）：条例をすぐに触っていくというのはなかなか難しい話だろうと思いますので、運用の中で年1回の所を12回に増やすというのも一つかなという気はします。

委員：建築協会さんがレポートを書いているんですけども、少し恒常的な、つまり一年ごとにヒビとか隙間、ちり切れって言いますが、拡大してないのかしてるのかも含めて一度やっていく必要があるでしょうね。やっぱり傾きが増えてるとかということになるともっと早く動かないといけませんし、そういうこともやろうとすると休館日は運用上で必要になってくるでしょうね。そういう恒常的なモニタリングっていうんでしょうか、たぶんまだ出来ていないと思いますので、そういう根拠があれば文化庁もやらざるを得ないという優先度が上がってくる可能性もありますね。

委員：なかなか大規模な補強っていうのは保存修理のときにしか出来ないっていうようなことも起きるとは思うんですね。

委員：でも逆に言うと、その応急的な補強みたいなものが要るとすればやらないといけないでしょうし。建築協会さんはそこまで言ってなかったですけど、2階なんかは相当問題が起きてますよというレポートでしたね。建築協会さんに一度来てもらって、前回の修理・調査からどう進行があるのか、変化があるのかを見てもらう日が1日ぐらいあってもいいかなという気はしますけども。そういうのがレポートで書かれると、意外と説得力が出てきます。

事務局（桑田課長）：前回もちょっとお話をさせていただいたと思うんですけども、出来れば補助事業としてこの保存管理活用計画を作らせていただけたら、当然その補助金のなかでこの建物の相対的な修理費用が大体どれだけかかるかというような所まで出し、それをするにはどれだけの工事期間が必要なんだというような所までいければ、文化庁さんの方で補助金をつけてくれると、判断してくれるというようなことがあります。まず一番は補助事業として保存管理活用計画をまとめさせていただけないかなと。そのへんの要望も一つしたいなという所はあるんですけども。

事務局（藤原館長）：ぜひ電気配線の安全検査をお願いしたい。

委員：そうですね。四種線とか言ってますけど、古い線はもう基準から言うと非常に問題があって。私自身はそんなに危険とは思わないんですけども。

事務局（藤原館長）：やっぱり風雨のちょっと激しいときにやはり切れるときがある。非常に気になることが何回かあるんです。

委員：漏電してるんですか？

事務局（藤原館長）：漏電ブレーカーが落ちますから、漏電してるんでしょうね。いつもという訳じゃないんですけど、特別変な風が吹いたりすると。

委員：それはちょっとまずいですね。

事務局（桑田課長）：大体箇所はわかっているんで、その部分だけ応急的に塩ビに替えちゃうという、そこだけバイパスつくっちゃうというのは一つだろうと。

委員：そういうことも含めて長期短期をちゃんと踏まえた段階を踏んでいかないといけないと思いますので、それを丁寧に議論していくにはこの場はあまりにも時間が限られていますので、また追ってやっていかないといけないと思います。他にご意見がなければ、その他事業説明ないしは展示会の説明をお願いできたらと思います。

事務局（藤原館長）：前回やっぱり話させてもらったんですけど、今までの当家の管理は、ここに資料があるという前提に立ってないんですね。2年半前から調査をして、今どんどんと資料が溜まりつつあります。で、もうすでに蔵の中に資料がずーっと入っていきつつあります。そういうなかでどう公開するかということを考えて、先ほど問題に出ましたように、ごく限定された状況ですけど、ひと月とか3週間という期限を切ってとりあえずやってきました。私の本音から言いますと、安全を考えるとやっぱり博物館でやって欲しいと思うんです。ただ、ここにある人形もそうですし、お茶道具もそうですし、生活資料ですからここでやる価値は十分あると思うんです。今もお雛さん展示してますけど、来られた方がちゃん床の間に座って見られるんですね。こういう姿は博物館ではない姿で、それなりに生活資料は生活の場所で展示するというこの価値は十分認めてるので、今後もそういう形でこういう展示はしていきたいと思います。で、とりあえず

今までは神戸雪汀という加賀蒔絵師の作品展示、2 回目はここに伝わった大体近代の贈答人形を展示させていただきましたし、お手元に配りましたようにこの3月15日からはこの4部屋全部使って、お着物の展示をやります。内容的にも江戸後期の能衣装から、幕末のご婦人の打掛から、婚礼衣装もかなりいいものいっぱいありますので、ぜひ無事に展示を済ませたいと思っております。ただ、こういうことやっていってもやっぱり問題は、全部資料を見てみると9割ぐらいが文化財として扱わなければいけないものなんですよね。そういう所で、文化財保護課の学芸員が調査を一緒にやっておりますけど、ここで今後この資料をどう預かるかということについては、取扱いの出来るそういうシステムが何らかの形で必要だと思っております。今までは何とか無事にやってきましたが、今後も無事にやるためには、やはりもう少しシステムを考えていかなければいけないと思っております。少なくともここに伝わってる資料の保存管理の管理委員会とか管理規定的なものを作って、最低どれぐらいの管理はしていかなあかんのかということの役割分担をちゃんと文章で決めてください、ということは今ちょっと課長に言ってます。なぜかという、この館長はくるくる代わってしまうんですね。そういう所でやはり事務局とこっち側の文化財保護課の事務局とがきちんとタイアップして、約束されたような形でシステムを作っていたらいいというふうに言ってます。出来たら保存管理計画の中にもそういうものを取り上げていただいたらありがたいと考えております。

委員：ありがとうございます。博物館のほうの学芸員の方が協力されて…未指定のものであったら誰でも扱えるといえば扱えるんですけども、それでは原則がないと思っておりますので、一応学芸員資格をもった方が整理に当たられていると考えていいんですね。その作業する人は資格がないとしても、一応最低限それはやられているんですかね。

事務局（藤原館長）：調査は博物館の学芸員と文化財保護課の学芸員と私とでやっています。西尾さん自体、非常にきっちり見ておられる方なので、とりあえず学芸員有資格者がやらないといけないというふうには考えております。

委員：古いお家はだいたいそういうものを維持管理するノウハウを代々引き継いでおられますね。この件について何かご意見ありますでしょうか。なければ展示の…魅力的な展示会が結構ありますね。この近代の着物と婚礼衣装っていうのは私の研究に関わるんで、ぜひ一度寄せていただこうと思います。武田五一さんという人はマルホフ式という模様を考えたんで有名なんですけども、こういう和風の衣装は明治村に今寄託されてまして、近代の着物っていうのは質がいいもんですから、今すごく関心を持たれていますので、楽しみにしたいと思います。他、何か目玉になるのは神戸雪汀さんですか。これは小さなミニ展覧会なんです。

事務局（藤原館長）：はい。これは2年前に一番奥の12畳半を使って、やっぱり漆器ですから全部展示ケースに収納して展示をさせていただいたんですけど。

委員：神戸雪汀展をやったおかげで、以前はネットで全然名前が出てこなかったのが出てくるようになりました。

委員：こういうのを研究しているのは工芸繊維大学か京都の造形関係の大学、私は意匠学会というのに属しているんですけど、そのへんの方は結構研究されているんですけどね。ないようでしたら今日の検討会はこれで終わりたいと思うんですが、もちろんこの年度末の会議で終わりということじゃなくて、今問題が山積しているということもわかってまいりましたので、次年度にまた引き続いてこういう検討会を開催していただければなど

思いますし、必要かなと思いますが、それも含めてまた課長さんの方から何かございましたらお願いします。

事務局（桑田課長）： 前回と今回ご意見をお聞きさせていただいた部分をたたき台としてお渡しさせていただいています資料の中にどのように入れていくかという話を、この春にでもまたさせていただけたらと思っていますので、次回もぜひともご参集いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員： ということで、まだ継続しますので、よろしく願いいたします。では今日はどうもありがとうございました。